



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の清算人の就任の届出・2件（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 3
- 県道路線の廃止（道路管理課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） 4

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 5

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 13

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 14

告 示

沖縄県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市与勝地下ダム土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊盛茂	うるま市勝連平安名719番地
理事	知念源勇	うるま市勝連南風原187番地2
理事	南風一男	うるま市勝連内間880番地
理事	仲尾清治	うるま市勝連平敷屋94番地1
理事	親田松造	うるま市勝連南風原315番地
理事	外當昌勝	うるま市勝連平安名333番地
理事	禰保信榮	うるま市勝連平安名958番地
理事	兼堅初子	うるま市勝連平敷屋4026番地
理事	照屋義正	うるま市字喜屋武394番地1

理事	松本良徳	うるま市字具志川180番地
理事	比嘉武男	うるま市字具志川303番地
理事	松本栄保	うるま市字具志川2088番地
理事	照屋守敬	うるま市字具志川1222番地 1
理事	兼城賢一	うるま市与那城照間1046番地
理事	島袋光政	うるま市与那城西原154番地
理事	名波幸雄	うるま市与那城屋慶名572番地
理事	東江清治	うるま市与那城饒辺31番地
理事	大屋正人	うるま市与那城136番地 1
監事	仲村秀雄	うるま市勝連平敷屋4057番地
監事	森根民雄	うるま市与那城屋慶名1574番地12
監事	諸見里安和	うるま市字江洲349番地

任期 平成19年11月2日から平成23年11月1日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊盛茂	うるま市勝連平安名719番地
理事	浜元道弘	うるま市勝連南風原23番地
理事	南風一男	うるま市勝連内間880番地
理事	大里吉彦	うるま市勝連平敷屋4097番地 3
理事	親田松造	うるま市勝連南風原315番地
理事	外當昌勝	うるま市勝連平安名333番地
理事	栄門清一	うるま市勝連平安名658番地
理事	兼堅初子	うるま市勝連平敷屋4026番地
理事	照屋義正	うるま市字喜屋武394番地 1
理事	松本良徳	うるま市字具志川180番地
理事	比嘉武男	うるま市字具志川303番地
理事	金城永光	うるま市字具志川154番地
理事	照屋守敬	うるま市字具志川1222番地 1
理事	兼城賢一	うるま市与那城照間1046番地
理事	島袋光清	うるま市与那城西原710番地 1
理事	池根良吉	うるま市与那城西原62番地 2
理事	東江清治	うるま市与那城饒辺31番地
監事	仲尾清治	うるま市勝連平敷屋94番地 1

監事	島袋光政	うるま市与那城西原154番地
----	------	----------------

沖縄県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市伊原土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏 名	住 所
山城昭次郎	糸満市字米須101番地
玉城盛徳	糸満市字伊原635番地
玉城広勇	糸満市字伊原155番地の3
上原善孝	糸満市字伊原480番地
山城学	糸満市字兼城508番地の2
大田富士雄	糸満市字米須81番地
川門昇	糸満市字福地235番地

沖縄県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市阿波根土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏 名	住 所
平田誠四郎	糸満市字阿波根1172番地の3
大城清正	糸満市字阿波根48番地の6
島根清正	糸満市字阿波根96番地
田場典幸	糸満市字阿波根627番地
金城義和	糸満市字潮平706番地の6
金城研栄	糸満市字潮平100番地

沖縄県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上北並里812番1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
139	139号線	与那原町港区	
		与那原港	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年2月18日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市母子寡婦福祉会
- 3 代表者の氏名 長浜光枝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市諸見里二丁目1番2号沖縄市老人福祉センター寿楽園2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、母子寡婦制度の周知徹底や母子寡婦家庭の自立促進などを行うことで、母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図り、経済面及び社会的地位の向上と自立を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年2月18日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人のぞみの里
- 3 代表者の氏名 比嘉清哲
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字宮城264番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対し、障害者の自立と就労を支援する事業を行い、障害者が、地域で安心して生活し、働き、自立して暮らせる社会の実現を図り、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 おもろまち1丁目1番街区地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 おもろまち1丁目1番街区地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇新都心地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 7・7・那20号金城西線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・那16号首里崎山公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第69号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型総財6 かいの指定」を「定型総財6 かいの指定」に、
 「定型福青1 優良興業の推奨」を「定型福青1 優良興業（優良図書等）の推奨」に、

「定型福医4 准保健師試験の実施」を「定型福医4 准看護師試験の実施」に、

「定型農計5 土地改良区の役員の氏名（住所）の変更の届出」を

「定型農計5 土地改良区の役員の氏名（住所）の変更の届出
定型農計5の2 土地改良区の合併の認可」に、

「第9節 農地水利課」を

「第9節 農地水利課
定型農地1 非農用地区域内に換地する土地の指定」に、

「定型観雇1 争議行為を行う旨の通知」を

「定型観雇1 争議行為を行う旨の通知
定型観雇2 技能検定の実施」に、

「定型土管9 市（町、村）道の県代行工事の全部（一部）の完了」を

「定型土管9 市（町、村）道の県代行工事の全部（一部）の完了

定型土管10 電線共同溝を整備すべき道路の指定

定型土管11 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定

定型土管12 通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法」に改める。

定型総財4中「及び特別会計決算」を「、特別会計決算及び公営企業会計決算」に改め、同定型備考を次のように改める。

備考 1 「次のとおり」は、別冊にするときにあっては、「別冊のとおり」とすること。

2 議会の認定を経ていない決算があるときにあっては、当該決算は、記載しないこと。

定型総財5備考を次のように改める。

備考 1 「次のとおり」は、別冊にするときにあっては、「別冊のとおり」とすること。

2 「規定により、」は、沖縄県財政状況の公表に関する条例（昭和48年沖縄県条例第25号）第2条第1項の規定により12月15日に公表するときにあっては、「規定により、平成 年度決算の状況並びに」とすること。

定型総財6中「とおりがいを指定した」を「機関をかに指定し、平成__年__月__日から施行する」に、

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名		を
指定機関の名称	指定年月日	
	平成__年__月__日	
	平成__年__月__日	

「 沖縄県知事 氏 __ __ __ 名 」に

改める。

第3章第4節に次のように加える。

定型総財7 かの指定の解除

行為の根拠 沖縄県財務規則第2条第1号

告示の根拠 沖縄県財務規則第2条第1号

沖縄県告示第 号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかを解除し、平成__年__月__日から施行する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

定型文生4行為の根拠及び公告の根拠中「貸金業の規制等に関する法律第38条第1項」を「貸金業法第24条の6の6第1項」に改め、同定型中「貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項」を「貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項」に改める。

定型文生5行為の根拠中「貸金業の規制等に関する法律第38条第1項」を「貸金業法第24条の6の6第1項」に改め、同定型公告の根拠中「貸金業の規制等に関する法律第41条及び貸金業者の規制等に関する法律施行規則第28条」を「貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28」に改め、同定型中「貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項」を「貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項」に改める。

定型文自2中

	沖縄県知事 氏 _ _ _ 名	を
	沖縄県知事 氏 _ _ _ 名	に
<ol style="list-style-type: none"> 1 公園事業の名称 2 公園事業の種類 3 公園事業の事業地 		に

改める。

定型文自23中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成16年環境省令第28号）第51条第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条」に改め、同定型中

2 受検手続		を
<ol style="list-style-type: none"> 2 受験手続 3 その他 		に

改める。

定型福福1中「指定施術機関」を「指定施術機関、助産師又は施術者」を「指定施術機関」の名称（氏名）」を「指定施術機関、助産師又は施術者」の名称又は氏名」に、「指定施術機関」の所在地（住所）」を「指定施術機関、助産師又は施術者」の所在地又は住所」に改める。

定型福青1中「優良興業の推奨」を「優良興業（優良図書等）の推奨」に、

3 推奨した理由		を
3 推奨した理由 ____の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。		に

改め、同定型に注として次のように加える。

注 優良図書等の推奨のときは、告示本文中「優良興行」を「優良図書等」とし、1の部分の告示文は次のとおりとする。

1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者

定型福医4中「准保健師試験の実施」を「准看護師試験の実施」に、「平成__年准看護婦試験」を「平成__年度沖縄県准看護師試験」に改める。

定型農畜8行為の根拠中「第13条第5項」を「第13条第1項」に改め、同定型告示の根拠中「第13条第5

項」を「第13条第4項」に改め、同定型中「市（町、村）長から」を削る。

定型農計5の次に次の1定型を加える。

定型農計5の2 土地改良区の合併の認可

行為の根拠 土地改良法第72条第2項

公告の根拠 土地改良法第72条第3項

沖縄県告示第 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 合併後存続する土地改良区の名称 _____土地改良区
- 2 合併後存続する土地改良区の事務所の所在地
- 3 合併により変更する定款の名称 _____土地改良区定款
- 4 合併により解散する土地改良区の名称 _____土地改良区
- 5 認可年月日 平成__年__月__日

注 合併により定款の名称が変更されない場合にあつては、告示事項中の3を削り、4を3とし、5を4とすること。

第7章第9節に次のように加える。

定型農地1 非農用地区域内に換地する土地の指定

行為の根拠 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項

行為の根拠 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第3項

沖縄県告示第 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、____地区県営土地改良事業（区画整理）において定める換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

従前の土地の表示

市町村	大字	小字	地番	地目	地積

定型農森11注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 指定の目的（森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。）が異なる告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森12中「森林緑地課」の次に「及び____市役所（町、村役場）」を加え、定型農森12注3を定型農森12注4とし、定型農森12注2を定型農森12注3とし、定型農森12注1中「（次の図）」を「（国有林。次の図）」に、「以上 筆について」を「（以上 筆国有林。」に改め、定型農森12注1を定型農森12注2とし、定型農森12注に定型農森12注1として次のように加える。

- 1 指定の目的（森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。）が異なる告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森12注に次のように加える。

5 図面の縦覧を市町村の事務所で行う旨を告示する場合は、あらかじめ当該市町村の長の同意を書面で得ること。

定型農森13注中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 保安林として指定された目的又は森林法第26条の2第2項の規定による解除の理由を異にする告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森14中「森林緑地課」の次に「及び_____市役所(町、村役場)」を加え、定型農森14注3中「聴取すること」を「得ること」に改める。

定型農森14注3を定型農森14注4とし、定型農森14注2を定型農森14注3とし、定型農森14注1中「(次の図)」を「(国有林。次の図)」に、「以上__筆について」を「以上 筆国有林。」に改め、定型農森14注1を定型農森14注2とし、定型農森14注に定型農森14注1として次のように加える。

1 保安林として指定された目的又は森林法第26条の2第2項の規定による解除の理由を異にする告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森15注3を定型農森15注4とし、定型農森15注2中「の部分」を削り、定型農森15注2を定型農森15注3とし、定型農森15注1中「以上__筆」を「以上 筆」に改め、定型農森15注1を定型農森15注2とし、定型農森15注に定型農森15注1として次のように加える。

1 指定の目的(森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。)が異なる告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森17中「予定を」を「予定の一部」に、「保安林の所在場所」を「指定(解除)予定保安林の所在場所」に、

「 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

を

「 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

に

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課において縦覧に供する。)

改め、定型農森17に注として次のように加える。

- 注 1 告示の内容中に「次の図」及び「次のとおり」がない場合は、括弧書きは表示しないこと。
- 2 告示の内容中に「次の図」がない場合は「次の図及び」及び「図面及び」を削り、「次のとおり」がない場合は「及び「次のとおり」」及び「及び関係書類」を削ること。

定型農森18注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 指定の目的(森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。)が異なる告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森19注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 指定の目的(森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。)が異なる告示事

項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森20注中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 保安林として指定された目的又は森林法第26条の2第2項の規定による解除の理由を異にする告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森21中「森林緑地課」の次に「及び_____市役所（町、村役場）」を加え、定型農森21注1を次のように改める。

- 1 1の項中地番の一部について指定する場合は、地番の次に「（次の図に示す部分に限る。）」と記載し、当該地番が二以上あるときは、当該末尾の地番の次に「（以上 筆について次の図に示す部分に限る。）」と記載すること。ただし、当該森林又は保安林が国有林であるときは、「（国有林。次の図に示す部分に限る。）」又は「（以上 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）」と記載すること。

定型農森21注に次のように加える。

- 5 図面の縦覧を市町村の事務所で行う旨を告示する場合は、あらかじめ当該市町村の長の同意を書面で得ること。

定型農森22中「森林緑地課」の次に「及び_____市役所（町、村役場）」を加え、定型農森22注3を定型農森22注4とし、定型農森22注2を定型農森22注3とし、定型農森22注1中「（次の図）」を「（国有林。次の図）」に、「以上 筆について」を「以上 筆国有林。」に改め、定型農森22注1を定型農森22注2とし、定型農森22注に定型農森22注1として次のように加える。

- 1 指定の目的（森林法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的をいう。）が異なる告示事項を一の告示で行うときは、1、2等と番号を付し、細区分(1)、(2)、(3)等と区分して告示すること。

定型農森22注に次のように加える。

- 5 図面の縦覧を市町村の事務所で行う旨を告示する場合は、あらかじめ当該市町村の長の同意を書面で得ること。

定型農森23中「森林緑地課」の次に「及び_____市役所（町、村役場）」を加え、定型農森23注1を次のように改める。

- 1 1の項中地番の一部について指定する場合は、地番の次に「（次の図に示す部分に限る。）」と記載し、当該地番が二以上あるときは、当該末尾の地番の次に「（以上 筆について次の図に示す部分に限る。）」と記載すること。ただし、当該森林又は保安林が国有林であるときは、「（国有林。次の図に示す部分に限る。）」又は「（以上 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）」と記載すること。

定型農森23注に次のように加える。

- 4 図面の縦覧を市町村の事務所で行う旨を告示する場合は、あらかじめ当該市町村の長の同意を書面で得ること。

定型農水3中「第125条の6」を「第125条の6第3項」に改め、「第108条第2項」の次に「（第125条の6第1項）」を加え、「（法）」を「（漁業災害補償法）」に改める。

定型農港1中

2	漁港の区域		」を
2	漁港の所在地		」に
3	漁港の区域		」

改める。

第8章第7節に次の1定型を加える。

定型観雇2 技能検定の実施

行為の根拠 職業能力開発促進法第46条第2項

公告の根拠 職業能力開発促進法第51条及び職業能力開発促進法施行規則第66条第3項

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成__年度__期（及び随時実施の）技能検定を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 __期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

- ア 特級
- イ 1級及び2級
- ウ 3級
- エ 単一等級

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験		
学科試験		
合格発表		

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成__年__月__日（__曜日）から同年__月__日（__曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級

(2) 技能検定の実施期日等

- ア 実施期日 平成__年__月__日（__曜日）から平成__年__月__日（__曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。
- ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

4 その他 詳細については、沖縄県観光商工部雇用労政課（電話番号__）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号__）に問い合わせること。

定型土管1から定型土管3まで中「

起点
終点

」を「

起点
終点

」に改

める。

第9章第5節に次の3定型を加える。

定型土管10 電線共同溝を整備すべき道路の指定

行為の根拠 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項

告示の根拠 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第4項

沖縄県告示第__号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 道路の種類
- 2 路線名
- 3 区間

定型土管11 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定

行為の根拠 車両制限令第3条第1項第2号イ

告示の根拠 車両の通行の許可の手続等を定める省令第2条

沖縄県告示第 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間

2 指定する期日 平成__年__月__日

定型土管12 通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法

行為の根拠 車両制限令第3条第1項第3号及び第10条第1項

告示の根拠 車両の通行の許可の手続等を定める省令第2条

沖縄県告示第 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法を次のとおり定める。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間

2 指定する期日 平成__年__月__日

3 通行方法 1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法は、次のとおりとする。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所は、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路状況の確認 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

定型土海3注中「海岸の名には__海岸__地区海岸又は__地先海岸」を「海岸名には__海岸又は__港海岸と、地区海岸名には__地区海岸又は__地区海岸__地先海岸」に改める。

定型土海4注中「、__海岸__地区海岸又は__地先海岸」を「__海岸又は__港海岸と、地区海岸名には__地区海岸又は__地区海岸__地先海岸」に改める。

定型土海7告示の根拠中「第6条第4項」を「第8条第4項」に改める。
 定型土海9及び定型土海11中「港湾課」を「海岸防災課」に改める。
 定型土海13中「許可」を「認可」に改める。
 定型土都4中

4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。	を
--	---

4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。	に
5 書面の提出先	

改める。

定型土都5及び定型土都7中

4 縦覧場所	を
--------	---

4 縦覧場所	に
5 意見書の提出先	

改める。

附 則

この訓令は、平成19年12月25日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第17号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成19年12月25日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部新都心交番の項中「新都心交番」を「新都心北交番」に改め、「、上之屋1丁目、おもろまち1丁目、おもろまち2丁目、おもろまち3丁目、おもろまち4丁目」を削り、同項の次に次のように加える。

おもろまち交番	那覇市おもろまち1丁目	那覇市上之屋1丁目、おもろまち1丁目、おもろまち2丁目、おもろまち3丁目、おもろまち4丁目
---------	-------------	---

別表那覇警察署の部泊高橋交番の項中「字上之屋」の次に「、松山1丁目、松山2丁目」を加え、同部松山交番の項を削り、同部県庁前交番の項中「久茂地1丁目」の次に「、久茂地2丁目」を加え、同表うるま警察署の部南風駐在所の項中「南風駐在所」を「南原駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 事 項

沖縄県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第56号は、廃止する。

平成19年12月25日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,120
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 242,659
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	14,893
うるま市	29,255
沖縄市	32,622
宜野湾市	22,740
浦添市	27,012
那覇市	81,328
豊見城市	13,553
南城市	10,407
糸満市	14,283
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,647
石垣市（八重山郡を含む。）	13,619
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,398
中頭郡	36,523
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,708

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円